

# 12 回生大学入学者選抜に関わる諸連絡

神戸大学附属中等教育学校 学務部進路課

2025 年 6 月 1 日発行

## 総合型選抜と学校推薦型選抜について

### 大学入学者選抜の区分

大学入学者選抜（いわゆる“大学入試”）には、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」の3つの区分がある。本校では、「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」を併せて『特別選抜』と呼ぶ。なお、学校推薦型選抜には、大学等が本校に対して推薦を依頼する「指定校型」と、推薦者を広く公募する「公募型」がある。

| 大学入学者選抜の区分   |             | 校長推薦 | 実施時期     | 合格発表時期 | 本校の区分 |
|--------------|-------------|------|----------|--------|-------|
| 総合型（旧AO入試）   |             | 不要   | 出願9月以降   | 11月以降  | 特別選抜  |
| 学校推薦型（旧推薦入試） | 指定校型<br>公募型 | 必要   | 出願11月以降  | 12月以降  |       |
| 一般（旧一般入試）    |             | 不要   | 2/1～3/25 | 3月末日まで | 一般選抜  |

### 特別選抜への出願

特別選抜へ出願するためには、下表（表1）に示す期日（指定された時間）までに出願書類(①特別選抜出願応募用紙・②要項の写し・③出願要件を満たしていることを示す証書の写し・④誓約書(専願の場合)・⑤推薦書用紙(学校型選抜))を担任に提出しなければならない。

- ※ 出願において、調査書等の書類を大学に提出する期間の初日を「出願期間の初日」として扱う。  
募集要項が発表されていない場合は、担任教諭に出願の意向と募集要項が発表されていない旨を伝えること。
- ※ 指定校型の選抜については、その出願期間に関わらず、春学期の成績確定後に協議する。なお、指定校の一覧表は、夏季休暇明けに掲示で告知する。

（表1）

| 番号 | 出願期日の初日が含まれる期間    | 応募締切         |
|----|-------------------|--------------|
| A  | 9/1（月）～9/30（火）    | 7月18日（金）17時  |
| B  | 10/1（水）～10/31（金）  | 9月3日（水）17時   |
| C  | 11/1（土）～11/15（土）  | 10月1日（水）13時  |
| D  | 11/16（日）～11/30（日） | 10月20日（月）17時 |
| E  | 12/1（月）～1/7（水）    | 11月4日（火）17時  |
| F  | 1/8（木）～1/31（土）    | 12月8日（月）17時  |
| G  | 2月以降              | 適宜           |

## 推薦書の発行

- (1) 出願人数に制限のない学校推薦型選抜においては、次のすべての条件を充足する生徒に対して校長の推薦書及び学校の推薦書を発行することができる。
- ① 本校の定める4及び5年時のすべての教科・科目等の履修が認定されている。
  - ② 4及び5年時の特別活動の成果がその目的からみて十分に達成できている。
  - ③ 当該入試が示している出願要件を満たしている。
- (2) 出願人数に制限のある学校推薦型選抜においては、次のすべての条件を充足する生徒に対して校長の推薦書及び学校の推薦書を発行することができる。
- ① 本校の定める4及び5年時のすべての教科・科目等の修得が認定されている。
  - ② 4及び5年時の特別活動の成果がその目的からみて十分に達成できている。
  - ③ 当該入試が示している出願要件を充足している。
  - ④ 4年時以降、調査書発行時点までで、特別指導委員会を経た特別指導を受けたことがなく、現に受けてもいない。
- ※ 過年度生においては、(1)①②、(2)①②の「4及び5年時の」を「後期課程の」と読み替える。

## 出願要件で注意すべき点

- 専願と併願の区分  
本校は、合格後に入学を辞退することが可能であるかどうかで、「専願」と「併願」を区分している。つまり、他大学を受験可能であったとしても、当該大学に合格した際に入学を辞退することができなければ本校では「専願」として扱う。
- |     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 専 願 | 合格後に入学を辞退することができない（合格したら必ず入学しなければならない） |
| 併 願 | 合格後に入学を辞退することができる（合格しても入学しなくてもよい）      |
- ※ 募集要項から専願と併願の区別ができない場合は、要項の写しを準備して担任に相談する。
- 出願人数の上限の有無

## 出願書類で注意すべき点

- 調査書以外の学校が作成する書類の有無  
評価書・活動の証明書など、調査書や推薦書以外に学校が作成しなければならない書類がある場合は、必要書類の様式が記載された募集要項の写しと提出すべき用紙（本紙もしくはコピー）を持って、担任の確認を受けたのち、担当教員へ依頼する。なお、各種書類の作成には時間を要するので、書類が必要であることが判明したら直ちに担任に相談する。出願締め切りの間際になって依頼があっても作成できない場合もある。  
※ 学校外の一般の方に推薦書等の作成を依頼する場合も、十分な時間的余裕を持って依頼する。
- 志願者が準備・作成する書類  
願書以外にも各種検定の証明書・受賞を証明する賞状、志望理由書・活動報告書・研究報告書・学びの計画書など、出願の際に多くの書類（の写し）の提出を求められる選抜もある。自分で準備・作成しなければならない書類の種類と提出の締め切りには十分に注意する。

## 専願の選抜を受験する際の注意事項

- 専願を条件とする選抜においては、次のように取り扱う。
- ① 本校に特別選抜出願応募用紙を提出してから当該選抜の最終合否が判明するまでは、専願を条件とし、かつ出願人数に制限のある他の選抜について本校に申請することはできない。
  - ② 出願してから当該選抜の最終合否が判明するまでは、他の専願を条件とする選抜に出願できない。
  - ③ 進路指導委員会を経て被推薦者となった場合、必ず当該入試に出願して受験する。  
※ 本校の代表として、選ばれている。「書類作成が間に合わない」「共通テストの得点率が芳しくなかった」などの自己都合で出願や受験を取りやめることは絶対にできない。上記が守られない場合、その後の諸書類発行や特別選抜受験に制限を設ける。
  - ④ 合格すれば必ず入学する。また、合格以降、受験のための諸書類発行はその年度内には行わない。
  - ⑤ 人数に制限のある特別選抜において、同一の大学・学部・学科・専攻に出願できるのは1回のみとする。（6年生で出願した場合、卒業後に再度出願することはできない）
  - ⑥ 大学入学後、他大学を受験するための諸書類発行や特別選抜受験に制限を設ける。